

# 高額療養費制度

高額療養費制度は、被保険者の負担を軽減することを目的に、病気やケガなどの治療等で医療費が高額になった場合、医療機関等に支払う一部負担金等から一定の額（自己負担限度額）を控除した金額を支給する制度です。



## 【70歳未満の方の自己負担限度額】

自己負担限度額は所得区分により異なり、表1のとおりア～オの5段階になっています。



表1 自己負担限度額（70歳未満）

所得区分	自己負担限度額	適用区分欄
標準報酬月額 83万円以上	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1% 〔多数該当 140,100円〕	ア
標準報酬月額 53万円～79万円	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1% 〔多数該当 93,000円〕	イ
標準報酬月額 28万円～50万円	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% 〔多数該当 44,400円〕	ウ
標準報酬月額 26万円以下	57,600円 〔多数該当 44,400円〕	エ
低所得者 (住民税非課税)	35,400円 〔多数該当 24,600円〕	オ

## 【高額療養費の支給】

当組合は、医療機関等からの診療報酬明細書（レセプト）を基に高額療養費を支給しておりますので、申請の必要はありません。支給される月は、原則として診療を受けた月から3か月目となります。

なお、※同一世帯で1年間（直近の12か月間）に高額療養費の支給に該当する月が3回以上あった場合、4回目以降の自己負担限度額は低減され、多数該当の額となります。

また、同一世帯で21,000円以上の一部負担金等を複数回支払った場合は、支払った額を合算して自己負担限度額を控除した金額が、合算高額療養費として支給されます。

※同一世帯とは当組合に加入している被保険者とその被扶養者をいいます。

## 【限度額適用認定証】

70歳未満の方が、入院等により医療費が高額になることが見込まれる場合は、当組合へ事前に限度額適用認定証交付申請書を提出すると、「限度額適用認定証」を交付します。

「限度額適用認定証」を医療機関等に提示することにより、月毎の一部負担金等が「自己負担限度額」までとなります。